

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成28年6月10日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	9件
厚生年金保険関係	9件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500384号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600019号

第1 結論

請求者のA社における賞与支払年月日を平成20年7月11日、標準賞与額を24万7,000円に訂正することが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求者のA社における平成20年9月12日の賞与については、標準賞与額の記録を取り消すことが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年7月

A社に勤務していた平成20年に支払われた賞与について、同年9月12日及び同年12月12日の賞与が記録されているが、同年7月11日に支払われた賞与の明細書を所持している。平成20年に賞与を3回受け取った記憶は無いので、調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された「H20年度夏季賞与明細書」により、請求者は、請求期間において、A社から賞与の支払を受け、24万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支払年月日については、前述の「H20年度夏季賞与明細書」から、平成20年7月11日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の商業登記簿によると、同社は既に解散しており、元事業主の回答

も得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、オンライン記録によると、請求者の A 社に係る平成 20 年 9 月 12 日の標準賞与額が 24 万 7,000 円と記録されている上、年金事務所が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届によると、同社は、同日に請求者に対し 24 万 7,500 円の賞与を支払った旨の届出を行ったことが確認できる。

しかしながら、請求者は、平成 20 年 9 月 12 日支払の賞与明細書等を所持しておらず、B 銀行 C 支店から提出された請求者に係る預金元帳によると、A 社から請求者に対し、同日に賞与が支払われた事実は確認できない。

また、請求者が、請求期間当時居住していた D 市から提出された請求者に係る平成 21 年度所得・課税状況等調査回答書及び給与支払報告書（個人別明細書）に記載された社会保険料等の金額は、請求者のオンライン記録における平成 20 年 1 月から同年 12 月までの期間の標準報酬月額及び標準賞与額から算出した健康保険料及び厚生年金保険料の被保険者負担分及び給与支払報告書における給与賞与の支払金額から算出した雇用保険料の合計額とおおむね一致していることから、請求者に対して同年に 3 回の賞与が支払われたとは考え難く、同年 9 月 12 日の賞与は支払われていなかったことが推認できる。

さらに、請求期間当時、A 社の取締役であった者によると、同社において平成 20 年に支払った賞与は、平成 20 年 7 月 11 日及び同年 12 月 12 日の 2 回であったと証言している。

したがって、請求者の A 社における平成 20 年 9 月 12 日の賞与については、標準賞与額の記録を取り消すことが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500385号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600020号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社における標準賞与額を請求期間①は13万円、請求期間②は12万8,000円に訂正することが必要である。

請求期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年7月15日
② 平成20年12月15日

請求期間①及び②において、A社から支払われた賞与が年金記録に反映されていない。私の預金通帳では、各請求期間に賞与が振り込まれているので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者から提出されたA社の「12月分給与明細書」及び給与受取口座の通帳の写し、同僚二人が所持する同社の平成20年分の給与明細書及び各請求期間に係る賞与明細書並びにB市から提出された請求者に係る平成21年度分(平成20年中)課税(所得)証明書により、請求者は、当該期間において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録

の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の資料により推認される賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は13万円、請求期間②は12万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500397号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600021号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を請求期間①は100万円、請求期間②は80万円に訂正することが必要である。

請求期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年8月24日
② 平成15年12月19日

A社から請求期間①及び②に賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社から提出された平成15年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿によると、請求者は、請求期間①は100万円、請求期間②は80万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者(請求者)が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはでき

ない旨規定されているところ、A社の商業登記簿謄本によると、請求者は、請求期間①及び②において同社の取締役就任していることが確認できる。

しかしながら、A社は、「請求者は、請求期間①及び②当時は営業担当の取締役であり、社会保険業務には関与していなかった。」旨回答していることから、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと判断される。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年1月22日に年金事務所に対して提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500398号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600022号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を請求期間①は76万円、請求期間②は65万円に訂正することが必要である。

請求期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年8月24日
② 平成15年12月19日

A社から請求期間①及び②に賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社から提出された平成15年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿によると、請求者は、請求期間①は76万円、請求期間②は65万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者(請求者)が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはでき

ない旨規定されているところ、A社の商業登記簿謄本によると、請求者は、請求期間①及び②において同社の取締役就任していることが確認できる。

しかしながら、A社は、「請求者は、請求期間①及び②当時は営業担当の取締役であり、社会保険業務には関与していなかった。」旨回答していることから、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当しないものと判断される。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年1月22日に年金事務所に対して提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500399号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600023号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を請求期間①は47万円、請求期間②は40万円に訂正することが必要である。

請求期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年8月24日
② 平成15年12月19日

A社から請求期間①及び②に賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社から提出された平成15年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿によると、請求者は、請求期間①は47万円、請求期間②は40万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年1月22日に年金事務所に対して提出し、厚生年金保険料についても納付して

いないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500400号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600024号

第1 結論

請求者のA社における請求期間①及び②の標準賞与額を13万円に訂正することが必要である。

請求期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年8月24日
② 平成15年12月19日

A社から請求期間①及び②に賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社から提出された平成15年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿によると、請求者は、請求期間①及び②において13万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年1月22日に年金事務所に対して提出し、厚生年金保険料についても納付して

いないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500401号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600025号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を請求期間①は30万円、請求期間②は25万円に訂正することが必要である。

請求期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年8月24日
② 平成15年12月19日

A社から請求期間①及び②に賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社から提出された平成15年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿によると、請求者は、請求期間①は30万円、請求期間②は25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年1月22日に年金事務所に対して提出し、厚生年金保険料についても納付して

いないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500402号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600026号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を請求期間①は3万円、請求期間②は5万円に訂正することが必要である。

請求期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年8月24日
② 平成15年12月19日

A社から請求期間①及び②に賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社から提出された平成15年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿によると、請求者は、請求期間①は3万円、請求期間②は5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成28年1月22日に年金事務所に対して提出し、厚生年金保険料についても納付して

いないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500407号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600027号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成15年8月25日、標準賞与額を2万4,000円に訂正することが必要である。

請求期間②について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成16年2月25日、標準賞与額を9万2,000円に訂正することが必要である。

請求期間③について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成16年8月25日、標準賞与額を8万4,000円に訂正することが必要である。

請求期間①、②及び③の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間①、②及び③の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年8月
② 平成16年2月
③ 平成16年8月

私は、A社から請求期間①、②及び③の賞与が支払われており、厚生年金保険料が控除されていたが、年金記録に反映されていないため、各賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の元代表清算人から提出された資料により、請求者は、請求期間①、②及び③において、事業主から賞与の支払を受け、請求期間①は2万4,000円、請求期間②は9万2,000円、請求期間③は8万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①、②及び③の賞与支払年月日については、元代表清算人の証言から、請求期間①は平成15年8月25日、請求期間②は平成16年2月25日及び請求期間③は同年8月25日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の閉鎖登記簿謄本によれば、同社は既に解散しており、請求期間①、②及び③について、事業主が請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また厚生年金保険料について納付したか否かについて確認できない上、同社の元代表清算人も事業主が社会保険事務所に対して保険料を納付したか否かについて確認できる資料等を保管していないと回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500396号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1600008号

第1 結論

昭和54年4月から同年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和31年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年4月から同年6月まで

私は、請求期間に係る国民年金保険料の領収証書を所持しているにもかかわらず、請求期間の保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料として、請求期間を含む昭和53年7月から昭和54年11月までの期間に係る保険料の領収証書を提出しているところ、請求期間の保険料は、保険料の徴収権が時効により消滅した日(昭和56年8月1日)の後の昭和56年8月12日に納付されたことが確認できる。

また、請求者に係る国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)及びA市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によれば、国民年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に納付され過誤納となった請求期間の保険料は、当該保険料が納付された時点において、保険料の徴収権の時効が完成していない請求期間直後の昭和54年7月から同年9月までの期間の保険料に充当された旨の記載が確認できる。

さらに、昭和54年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料は、請求者から提出された上記領収証書により昭和56年9月8日に納付されたことが確認できるところ、上記被保険者台帳によれば、当該保険料は上記の充当処理により重複納付となることから、納付された3か月分の保険料のうち2か月分は昭和54年10月及び同年11月の保険料に充当され、残る1か月分の保険料は昭和56年9月12日

に還付決議された旨の記載が確認できる。

加えて、昭和 54 年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料は、請求者から提出された上記領収証書により昭和 57 年 1 月 16 日に納付されたことが確認できるところ、上記被保険者台帳によれば、当該期間の保険料は昭和 56 年 9 月 8 日に納付された保険料の充当処理により重複納付となり、ほかに充当の対象となる未納期間が無いことから、昭和 57 年 1 月 19 日に当該期間の保険料が還付決議された旨の記載が確認でき、上記の一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500403号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1600009号

第1 結論

昭和53年8月から昭和54年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和31年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年8月から昭和54年10月まで

国の記録では、請求期間は国民年金の未加入期間とされているが、会社を辞めた後や転居をした際は、未加入期間が無いように国民年金の加入手続きをし、国民年金保険料を納付してきた。また、転居の際は、その都度、住民票を異動するために役場や市役所に行き、職員から案内されて国民健康保険と国民年金の窓口で加入手続きを行い、送付された納付書を郵便局や銀行に持参して自分で保険料を納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、転居の都度、住民票を異動するために役場や市役所に行き、国民健康保険及び国民年金の加入手続きを行ったと主張しているところ、請求者に係る戸籍の附票及びA県B市から提出された請求者に係る国民年金管理カードによると、昭和53年8月13日からC県D町に、同年11月17日からA県E市に、昭和54年1月30日からB市に住所を定めていることが確認できる。

しかしながら、請求者に係るE市の国民年金被保険者名簿によると、請求者は、請求期間より前の昭和52年7月11日に同市において国民年金の被保険者資格を喪失後、同市において被保険者資格を再取得した記載は確認できない。

また、オンライン記録においても、請求者が昭和52年7月11日に国民年金の被保険者資格を喪失後、再取得したのはB市に居住していた請求期間より後の昭和55年11月1日であることから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、請求期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されず、保険料を納付することはでき

きなかつたものと考えられる。

さらに、請求者は、請求期間当時の日記の写しを提出しているが、国民年金保険料の金額等の具体的な記載は無く、請求期間に係る請求者本人の保険料を納付したことを確認することができない。

加えて、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1500405号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600028号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社B営業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和43年1月17日から同年5月1日まで
② 昭和46年12月2日から昭和47年1月1日まで

請求期間①について、私は、C県D市に所在したA社本社の社員として同社B営業所の立ち上げの仕事に携わり、同営業所が開設した後は同営業所の所長として勤務したが、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

請求期間②について、私は、当該期間当時、A社B営業所の所長であったが、E社F営業所の立ち上げのため、A社B営業所に在籍したままG県に赴任し、継続して勤務していたので、A社B営業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和47年1月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、雇用保険の加入記録によると、請求者はA社において昭和43年3月1日に被保険者資格を取得し、昭和61年5月11日に離職しており、請求期間①のうち、一部の期間について勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社を吸収合併したH社は、「請求者の社員台帳、給与計算資料等は保管していない。」と回答しており、請求者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、請求期間①を含む昭和42年10月から昭和43

年9月までの期間にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は無い上、氏名検索を行っても、請求者のものと思われる未統合記録は見当たらない。

さらに、A社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が昭和43年5月1日である者は、請求者を含む14人であるところ、関連会社であるI社J工場からA社B営業所に異動したと考えられる者7人についても、I社J工場における被保険者資格の喪失年月日が同年3月1日であり、請求者と異動元は違うものの請求者と同様に被保険者記録の空白期間があることが確認できる。

請求期間②について、雇用保険の加入記録によると、請求者は当該期間において継続してA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、H社は、前述のとおり、請求者に係る資料を保管していないことから、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者のA社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者の被保険者資格喪失年月日は昭和46年12月2日となっており、オンライン記録と一致している上、不自然な訂正等の形跡は見当たらない。

さらに、前述の原票によると、証返納年月日欄に「46.12.15 返納」の記載があり、請求者は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した後に健康保険証を返納していることが確認でき、一連の事務処理に不自然な点は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。